

令和6年第1回

相楽広域行政組合議会定例会会議録

(令和6年2月19日)

令和6年第1回相楽広域行政組合議会定例会会議録

○招集年月日 令和6年2月9日（金）

○告示年月日 令和6年2月9日（金）

○招集の場所 相楽会館 大ホール

○開 会 令和6年2月19日（月） 午後1時27分

○閉 会 令和6年2月19日（月） 午後3時35分

○出席議員（14名）

1 番	福井 平和	2 番	堤 征一郎
3 番	山本しのぶ	4 番	高岡 伸行
5 番	由本 好史	6 番	村山 一彦
7 番	内海富久子	8 番	坪井 久行
9 番	山口 亘	10 番	西 昭夫
11 番	吉田 哲也	12 番	久保 憲司
13 番	三原 和久	14 番	長岡 一夫

○会議録署名議員

5 番	由本 好史	6 番	村山 一彦
-----	-------	-----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	杉浦 正省	理事（木津川市長）	谷口 雄一
理事（笠置町長）	中 淳志	理事（和束町長）	馬場 正実
理事（南山城村長）	平沼 和彦		
会計管理者（精華町会計管理者）	上西 昌子		

○事務局職員出席者

事務局長	國子 慶順	主幹	奥村 雅俊
主査	南山 新治		

○議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 同意第 1 号 相楽広域行政組合公平委員会委員の選任について
- 第 6 議案第 1 号 相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 2 号 相楽広域行政組合分担金条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 3 号 令和 5 年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 9 議案第 4 号 令和 6 年度相楽広域行政組合一般会計予算について

令和6年第1回 相楽広域行政組合議会定例会

令和6年2月19日（月）

相楽会館 大ホール

（午後1時27分 開会）

○議長 皆様をお願いします。定刻時間の3分前ですけど、全員揃っておりますので、今から進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

改めまして、皆さんお忙しい中御参集いただきまして誠にありがとうございます。ただ今の出席議員は全員であります。

これより、令和6年第1回相楽広域行政組合議会定例会を開会いたします。

本定例会に傍聴の申出がありますので、議長において、これを許可いたします。

広報用として写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

それでは、代表理事から挨拶を受けます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 皆さん、こんにちは。

代表理事で精華町長の杉浦でございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第1回相楽広域行政組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には公私とも何かと御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

平素は当組合の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

まず、前回の議会以降の本組合の主な取組の報告でございますが、事前に配付させていただきました令和6年第1回議会定例会の業務報告の資料をもって報告とさせていただきます。

さて、本定例会に提案いたします議案は、「令和5年度一般会計補正予算（第2号）」、「令和6年度一般会計予算」など5件でございます。十分御審議いただき、原案のとおりそれぞれ御同意、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございました。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録会議規則第128条の規定により、5番由本好史議員、6番村山一彦議員を指名いたします。なお、両名が不足の

場合は、次の議席番号の議員にお願いすることといたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を議題といたします。

議会運営委員長から去る2月2日に開会いたしました議会運営委員に関する申合せ事項の改定内容について、報告の申出がありますので、これを許可いたします。

議会運営委員長、福井さん。

○福井議会運営委員長 議会運営委員長の福井でございます。

去る2月5日に開催いたしました議会運営委員会において、審議しました内容について御報告いたします。事前に送付させていただいております議会運営に関する申合せ事項をお出しいただきまして、裏面2ページを御覧いただきたいと思います。

今回4番として新たに挿入しております。4番、スマートフォン・パソコン・タブレット端末の使用に関する事項を新たに加えたものでございます。その内容につきましては、情報通信機器の有効活用が自由闊達な議論を深めることにつながることから、本会議、委員会及び全員協議会において議員が所有するスマートフォン・パソコン・タブレット端末の議場への持込みを認め、議案に関連する資料を閲覧できることとする、そういうものでありまして、本日の定例会からこれを適用するものでございます。

それからもう一点は、今定例会から議案の説明についてであります。代表理事からの説明後に事務局からの補足説明がありましたが、この事務局からの説明の代わりに議案配付と同時に補足資料を事前配付させていただくことといたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、この際、何か御質問があればお伺いしますがよろしいでしょうか。

なければ、以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。申合せ事項により、質問の時間は1人当たり質問・答弁を含め30分以内とし、通告を含まずに質問回数は3回として、自席で行ってください。

これより、通告順に発言を許します。

1番目、高岡議員。

○高岡議員 議席番号4番、木津川市市議会議員、高岡伸行。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

組合事務の利用率の向上は、当組合では平成22年3月から相楽消費生活センターを、平成24年度からは相楽休日応急診療所を共同で事業をされていますが、その利用実績につきましては、市町村における人口に必ずしも比例している状況ではございません。そこでお尋ねいたします。

1、相楽会館はそもそも何をしているところか、御存じのない方が多く、相楽という名称にもなじみのない方がいらっしゃいます。このようなことでは利用率は向上しないと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

2、特に木津川市におきましては、新しい住民の方が多く、また子供たちも多いことから、子育て世帯における休日応急診療所が果たす役割は大きいと考えています。そこで利用率の向上に当たりまして、建替えを機にやはり分かりやすい、住民にとってなじみやすいネーミングとすることも利用率の向上につながることを考えています。御答弁をお願いいたします。

3、今回の相楽会館の建替えは、現地での建替えとのことですが、市のハザードマップ等では3から5メートル浸水すると示されていることから、移転することも必要ではないかと考えますが、どのようにお考えなのかお答えいただけますか。

○議長 杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 高岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず（1）でございます。相楽会館は昭和50年の建設から48年にわたり、貸館等で皆様に御利用いただいております。また、相楽会館では平成22年3月から相楽消費生活センターを、平成24年度からは相楽休日応急診療所をこの相楽会館にて開設し、10年を超えて事業を行ってまいりました。この間各市町村の広報誌やホームページへの掲載や、駅前等におけるチラシ、ポケットティッシュ等の配布、構成市町村のお祭りへのブース出店やその他関係団体等のイベントにおける啓発グッズ等の配架など、様々な機会を活用しながら啓発活動を行ってきたところでございます。なお、相楽休日応急診療所については、ほかにも相楽圏域の病院や、個人の医院において啓発グッズ等を配架いただくことにより、もしものときの休日応急診療所として一定認知度を高めてきたところではございますが、引き続き利用率向上のため、啓発を進めるとともに、建替えをよい機会として名称のあり方についても議論をしてまいりたいと考えてございます。

次に（2）でございます。休日応急診療所は、一般の医療機関ではなく、あくまでも風邪などの急な病気に対する応急的な診察を担う初期救急施設でございます。このことから、本施設については施設名をみただけでどのような施設であるかを分かっていたくためにも、明瞭で明快な施設名であることが必要であると考えております。利用率

の向上、いわゆる認知度の向上については、この建替えを機に例えば、分かりやすい大きな看板を設置するなどにより、誰が見てもここに休日応急診療所があるということが分かるような方策を検討していきたいと考えております。

最後に（３）でございます。御指摘のとおり、相楽会館周辺は浸水想定区域でありますものの、この場所はＪＲ木津駅から徒歩５分と近く、利便性があり、来庁いただく必要がある事業がある本組合としては、アクセスのよさは非常に重要なことであることから、相楽圏事業の今後のあり方検討会での検討結果を踏まえ、現地に建替えをすることといたしました。

以上でございます。

○議長　高岡さん。

○高岡議員　それでは、再質問をさせていただきます。

御答弁から平成２２年３月から、この相楽消費生活センターを運営されていると、平成２３年からは休日応急診療所も共同で運営しているよというところですが、やはり先ほど先般の全員協議会の中でも利用率というところが一番気になりまして、やはりこれを向上さすという意味でも、私も議員をさせていただいて初めてこの会館に寄せていただいたわけなのです。そのことを踏まえますと、やはり地元で大きくなって生まれ育った者ですらこの会館の役割というのが分かっておりませんでしたし、やはり先ほどの答弁からも今現在の看板では、木津川市は新しい住民の方が今後も増えていくということは容易に予想ができます。精華町におかれましても、新しい住民の方、特に相楽と読んでいいのか、木津川市でしたら相楽台、相楽という神社もございます。どちらを読めばいいのかという新しい住民の方にすれば全く理解できていないと思います。そのような中で、ここの今現在の看板を見ますと、どうも漢字ばかりで我々の広報誌では戒名文字と言うのですが、もう少し優しい平仮名を使うとか、新しい小さなお子様をお持ちのファミリーにも素直にすぐに休日応急診療所がここにあるんだと分かっていたらいいような、この建替えを機に刷新する、リノベーションをしていただくということを非常に強く思います。いつまでも昭和のままでなくて、令和にふさわしい、これから２０年先を見た会館になるようにしっかりと議論していただきたいと思います。

そして２つ目ですが、これも同じように相楽というこの漢字を使われて、利用率のところで同じように人口の決算書などを見ると、やはり週末だけということもあろうかと思えますし、認知度も低いと思いますので、実際に車で来て小さいお子さんを車で連れてきて、どこに止めればいいのかというのを私ですら分かっていない状況なんです。やはりもう少し行政的な観点をちょっと置いておいていただいて、発想の新しい転換をしていただいてリノベーションをしていただく、令和の時代に令和２０年後にふさわしい看板の設置とかを考えていただきたいと思うわけです。

そして3番目ですが、建替えるこの機会に、この現地ありきでの建替えの話を進められたというところ、ここは強く再確認させていただきたいです。移転をどうして考えられなかったのか、しっかりとした議論、現地のほうが利便性がよいとおっしゃいますが、誰のための利便性なのか、休日応急診療所が若い方の保護者を考えたときに、駅前というところがそんなに利便性がいいのか、ただこの事業を進めていく上で木津駅前の行政の方たちにとっての利便性なのか、市民の方たちにとっての利便性なのかということもしっかりと踏まえた上で議論を重ねてこられて、現地で建替えますという話になったのかというところを確認させてください。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 それでは、高岡議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の関係でございます。確かに高岡議員御指摘のとおり、相楽というのは我々は相楽会館ということで、そう呼んでいます、地名にも木津川市内に相楽という大字もありますし、相楽台というのもあるということでございます。ただ相楽休日応急診療所というのは平成24年6月開所ということでございまして、約十数年経過したところでございますけれども、まだまだ努力不足のところはあるかもしれませんが、一定の啓発をさせていただいているというところでございます。それが全てあたっているのかどうかは分かりませんが、平成28年度までは休日応急診療所の受診者数というのが700人から800人台で推移してきた経過がございます。平成29年度から実績を見ますと、4桁の1,000人台の太台に乗ってきているというような部分もございます。ただ令和3年度につきましては、コロナの関係で400人台にがたっと下がりましたが、その間コロナの受入体制を医師会との協議の中でもしていただけたということで、令和4年度の実績では約1,760人ということでございますし、本年度につきましても第3四半期まで終わった時点で1,000人を超えているというような状況にもなっているところでございます。御指摘の部分というのは、当然今後その結果等も含めて検討する必要があるかと存じますけれども、一定程度の成果も、その数字が全て啓発の結果ということの分析はできませんけれども、その一助になっているのではないかとというふうに理解はさせていただいているところでございます。

それから2番目の件でございます。週末だけの休日応急診療所ということでございますけれども、今後20年後を見たあり方という部分がございます。確かにし尿処理施設につきましても、本年の4月から、もともとは大谷処理場という名前でしたけども、「そうらく」と平仮名にして「そうらく衛生センター」ということで、令和5年4月から名称変更した経過もございます。そういった部分も参考にしながら、今後どのような形で本診療所をPRしていくのがいいのかということについて、引き続き所管課長も含めて議論を整理してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから３点目の関係でございますけども、ここの現地建替えをするということがありきで議論がされてきたのではないかと御指摘ではございました。ちょうど広域圏事業の今後のあり方検討会ということで、令和元年度から令和３年度までの３か年度にわたりまして構成市町村の企画財政課長に委員をしていただいて、検討をしてきた経過がございます。既に各議員さん、前の議員さんにはお渡ししていると思いますが、今回７月の全協のときにも配らせていただいているのですけども、今後のあり方検討会の報告書の中にどういう検討をしてきたかという経過を記載させていただいてございます。この相楽会館自体を現状維持のまま置いておく、耐震補強をする、現地で改築する、移転して改築するのか、それから既存施設、今ある公共施設への複合化をするのかというような議論をさせていただいた経過が当然でございます。それらの結果例えば、し尿処理施設であるとか、木津川市さんの加茂の保健センター、それから例えば民間施設を借り上げるとか、いろいろな方策の検討をさせていただいてきた経過がございます。それらの議論の中で最終的にはここの現地で建替えをしていくのが望ましいということで、検討会の中でその案が取りまとめられたところでございます。それを受けまして、理事会におきましても慎重に御審議をさせていただいた経過がございまして、最終的には令和５年度の１月の理事会におきまして、現地で建替えをするということで最終的に理事会としての方針を明確にさせていただいた。こういう経過で現地改修、現地で建替えをするということになったということでございます。

以上でございます。

○議長　高岡さん。

○高岡議員　受診者、受診率は上がっているんだよという御答弁でした。木津川市におきましては、人口増加しているような時期でもございましたので、特に城山台、梅美台地域におかれましては、小さなお子様をお持ちの御家庭が急激に増えたというところも確かにあろうかというふうに感じます。ただその啓発の仕方相楽休日応急診療所、全て漢字で昭和のときからそのままなのです。消費者センターと言われても、一般の市民からすると何をしているところのセンターなのかというのは浮かばない、誰に聞いても、聞くところもないので、何をされているところなのかというところもやはり含めて、もう少しかみ砕くではないですけど、受け入れてもらいやすいようなネーミングというのをしっかりと建替えを機に「そうらく」と平仮名だけでもいいと思うのです。看板の色ももう少し明るくブルーなり白なり、今にふさわしいようにPRして、市民の方にアプローチをしていただくという発想を持っていただきたい、その辺は代表理事がやはりしっかりとリーダーシップを発揮していただきまして、ただ単に建替えるだけではなくて、今後の新しい住民の方、次の世代の方に向けて使っていただきやすいような建替えのためのネーミングもしっかりと議論していただきたく思うわけですが、その辺を御

答弁いただきたいのと、理事会で利便性なりを考えてこの現地で建替えというところなのですが、先ほども質問をさせていただきます利便性というところが一般市民の方に対しての利便性、子育ての子供さんが熱を出している方に対しての利便性という部分なのか、行政としての通勤なり仕事を進めていく上で駅前の方が都合がいいんだよという利便性ではないのかというところです。市民の方の優先的な利便性にしていただくという発想なのかというところをもう一度確認させてください。

○議長 杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 先ほども答弁を申し上げましたとおり、建替え時においてネーミングは分かりやすく検討していくと申し上げましたとおり、これからも検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 2問目の高岡議員の御質問に答弁をさせていただきます。

利便性の定義でございますけども、本組合におきましては、相楽休日応急診療所もしておりでございますが、共同処理をする事務といたしまして、消費生活センターの管理運営ということで、センター業務も実施させていただいております。センターの来所の方につきましては、約2割程度ということで、約600件のうちの2割というところでございますけども、それらの方で高齢の方の相談がやはり多いということもございまして、自動車、車に乗られない方もいらっしゃるという現状はございます。そういう方はJRで来られたり、木津川市内の方であればバスで来られたりするケースもございますので、総合的に診療所以外の共同処理をする事務の住民サービスを提供するということにつきましては、やはりJR木津駅の近くというのは、利便性があるということでございますので、それらを総合的に考えさせていただいたときに、現地で建替えをするというふうに至ったわけでございますので、決して職員が通勤しやすいとか、行政的に仕事しやすいとかということではなくて、あくまでも住民サービスを第一に考えているということで御理解を賜れたらと思います。

以上でございます。

○議長 高岡さん。

○高岡議員 最後に、やはり住民サービス、市民サービス、市民目線に立っていただいて、サービスの行き届いた、もちろん何度も申し上げますが、受け入れてもらいやすいネーミングもしっかりと考えていただいて、利用率の向上につなげていただきたいと思います。

以上です。答弁は結構です。

○議長 以上で高岡議員の質問を終わります。

次に2番目、山本議員。

○山本議員 議席番号３番、山本しのぶです。

通告書に従い質問いたします。

住民を消費者トラブルから守るにはと題しまして、全国的な状況ですが、悪質商法は多様化しています。さらに、インターネットを利用した個人を狙う巧妙な罠が仕掛けられる時代となりました。消費者安全法で、消費者の安全確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談や、その処理のためのあっせん業務は市町村の事務と定められました。そして、平成２２年に相楽郡広域事務組合の中に相楽消費生活センターが設置されました。相楽消費生活センターでの窓口業務や啓発事業が各市町村の住民を消費者トラブルから守るために必要であることから、以下のとおり質問いたします。

（１）法の趣旨に則り、消費者安全の確保に関する施策の推進は、各市町村との緊密な連携の下に行われているか。

（２）相楽消費生活センターでは、どんな相談ができるのか。また、どんな対応をしてもらえるのか。

（３）令和４年度の障害者、高齢者、１８歳・１９歳の若者について、それぞれの相談件数とその相談内容は。

（４）出前講座の周知について、各市町村の担当課はどこか、また、どんな団体が受講しているのか。

（５）建替え工事の期間は、センターをそうらく衛生センターに移す計画であるが、相談の約２割が来所である、公共交通機関がなく不便ではないか。

以上です。

○議長 杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず（１）でございます。本センターにつきましては、消費者安全法第１０条の２第１項の規定に基づき、相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例及び相楽消費生活センターの設置及び運営に関する規則を制定し、センターを運営しています。センターの運営に当たりましては、各市町村の消費生活主管課長会議を開催し、情報共有をはじめ、運営について協議をしております。また、課長会議で協議した内容に基づく事業の実施に当たりましては、各市町村の担当者と調整を図っているところでございます。

次に（２）でございます。センターでは消費生活に関する相談全般を受けてございます。相楽地域に在住、在勤、在学の個人の消費者の事業者とのトラブル等に関する相談を受けておりまして、御相談のありました相談内容の複雑性や困難性をはじめ、相談者が事業者と交渉できるかどうかを踏まえまして、センターが相談者と事業者の間に立ち、交渉するあっせんをいたします。本年１２月まで寄せられました相談件数４５３件のう

ち、大部分が助言により解決しておりますが、相談員によるあっせん事案は33件でございました。

次に（３）でございます。令和４年度に寄せられました相談のうち、障害者に関する相談は５件で、ウォーターサーバーの契約や身に覚えのないクレジット会社からの残高証明が届いたといった内容でございました。高齢者の相談件数は247件で、うち60歳代が93件、70歳代が100件、80歳代以上は54件でした。相談内容は多様で、架空請求や化粧品などの定期購入などでございました。また、令和４年４月１日から改正民法の施行によりまして、成年年齢が18歳に引き下げられたことを受けまして、様々なリスクが指摘されていましたが、本センターにおいては、18歳、19歳の相談件数は2件で、エステを契約したがやめたいといった相談でございました。

（４）でございます。出前講座をはじめとする消費生活センターに関する各市町村の所管でございますが、各市町村とも商工担当課が窓口となっております。また、出前講座は自治会、老人会、民生児童委員会等に御利用いただいております。

最後に（５）でございます。建替え期間中の仮移転先はそうらく衛生センターを予定してございます。御指摘のとおり公共交通機関がないことにつきましては、仮移転先確保の際の議論におきまして、このことは課題として認識しながら議論を進めてまいりました。利用者の皆様には当面の間御不便をおかけすることになりますが、オンライン相談を活用するなど、来所せずに御自宅や職場から対面で相談する仕組みの構築なども含めて、引き続き検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 山本さん。

○山本議員 では、再質問をさせていただきます。

まず1問目の各市町村との緊密な連携について伺います。今回一般質問をするに当たり、まず各市町村の問合せ窓口がどこにあるのかをホームページ、相楽広域事務組合のホームページから検索しました。商工が担当になっているということで、確かに木津川市は観光商工課、精華町は商工推進課、笠置町は商工観光課、和束町は農村推進課、南山城村は産業観光課が担当となっております。どちらの担当課も多くの市民が様々な相談に訪れる場所とは離れたところが窓口になっていました。木津川市でしたら1階のくらしサポート課、精華町でしたら2階の総合窓口によくの方が相談に来られます。そこから離れた場所ということなので、疑問に思ったのが、なぜ各市町村の生活相談の窓口が社会福祉課が担当になっていないのか、商工課が中心になっているのかというのが1点目です。

では次に2問目ですが、相楽消費生活センターでの相談内容と対応業務について、多重債務に陥った場合の対処法ということで、消費生活センターのホームページを調べて

みると、一にも二にもまず相談、相談先は法テラス、弁護士会、司法書士会、消費生活センターにあると書いてありました。ところが私は思うのは、住民にとって一番近い相談窓口というのは、この消費者センターが身近なものだと思うのです。けれども本市のくらしサポート課でこの多重債務について相談があったらどうされますかと説明すると、法テラスということで、サポート課では法テラスのチラシを渡しておられました。そして多重債務についてこの消費者センターでも相談できるということを御存じなかったということなのです。ですので消費者センターの業務内容について、相談に来られる方が多そうな所管とも情報共有をしていただきたいというのが2点目です。

次に3問目、障害者、高齢者、10代の若者の相談内容やケースについて教えていただきました。これらのことは昨年度の広報を見ると、分かりやすい特集がありました。若者のトラブルについて特集された文が2023年3月、そして高齢者のトラブルをまとめたものが2023年8月ということで、分かりやすくまとめてありました。ただ障害者の方にはそういう項目がありませんでしたが、昨年2月の一般質問では、障害者の方には講座を実施しているというお話がありましたので、その講座を継続されているか、またその実施内容と実施場所について教えてください。これが3問目です。

続きまして4問目です。出前講座の周知と受講団体についてですが、出前講座の拡充のため、構成市町村の消費者生活担当課と調整を図りつつ、関係各課の取組を把握しながら進めていきたいと昨年度の答弁でありましたが、本市の担当課、観光商工課に行くと、出前講座の窓口対応は行っていませんでした。業務内容、消費生活センターに業務内容をお伺いすると、先ほど述べました広報についての記事を受け取り、それを広報に載せる等の仕事をしているとのことでした。そこにチラシはないかということで確認をしたのですが、最初に教えていただいたようにいろいろなチラシもあるし、啓発のグッズもあるということだったのですが、一番肝心の相楽消費生活センターで何をしているかと書かれているこのチラシが担当課には1枚もありませんでしたし、木津川市の場合は庁舎のどこを探してもありませんでした。あったのはこの訪問販売お断りというシールが置いてありました。その点を緊密な連絡、そしてリーフレットの設置が不十分ではないでしょうかということで答弁を求めます。

最後に5問目ですが、建替えの期間の移行中について、そうらく衛生センターに移転の予定となっていますが、先ほどから皆さんがおっしゃっているように、公共交通機関がなくて不便です。建替える期間に平成22年から25年に実施されていた各地域の役場を回る巡回相談を実施してはどうでしょうか。当時行われていた巡回相談についての説明について、まず答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長 事務局長。

○國子事務局長　それでは、山本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1問目でございますけども、なぜ構成市町村の所管が商工部局なのかということでございます。これにつきましては、各市町村のいわゆる事務の割り振りというのもあるかと思いますが、基本的には当時まず京都府さんの例でも行きますと、府民生活部というところが所管でありまして、消費生活センターがまた別の場所にあるということで、いわゆる商工系のところが持たれているというような部分があったりして、そういう観点から市町村におかれまして、そういう商工の部局が消費生活センターの所管課になっているという認識をしているところでございます。

2問目の多重債務に陥った場合の件でございますけども、当然消費生活センターでも多重債務の相談を受けることは可能でございます。ただ、消費生活センターで受けたといたしましても、最終的にはいわゆる法テラスでありましたり、相楽圏域でいきますと木津川市の北別館、ここで定期的に多重債務相談を実施されておりますので、センターではその方の債務がどうなんだということをきっちりと整理することのお手伝いはできます。ただそれをもって専門家のところに行ってくださいというつなぎをさせていただきます。したがって例えば、木津川市さんのくらしサポート課さんがそちらの多重債務とか法テラスにつながれるというのも、それはそれで間違った手法ではないということになるわけでございますので、ただうちのセンターに来られた場合につきましては、前さばきできっちりとその方の債務になっている要因の整理をさせていただいて、それをもって次のステップの弁護士の専門、司法書士につなげていくというような形を取らせていただいているところでございます。

それから3点目でございますけども、障害者の関係でございますけども、広報でも若年者、それから高齢者はしているということで、山本議員御指摘のとおりで本センターでも毎月情報を発信させていただいているところでございます。令和4年度におきましても出前講座で、障害者団体にも対応させていただいている事例は1件ございまして、木津川市の視覚障害者の社会教育研修会ということで、こちらで出前講座としてうちの相談員が行かせていただいているというところでございます。この出前講座につきましては、基本的な考え方といたしまして、希望団体からの申込制を採らせていただいているというところでございますので、申込みがあれば断ることなく相談員が出向いて、今日的な消費者問題等についての状況の説明をさせていただきますし、そのテーマ、例えばクーリングオフに特化したテーマがよければ、クーリングオフの話をいたしますし、それからそれ以外に例えば、今はやりのエシカルとかSDGsとか、そういうテーマがよければ、そういう対応もできるということでございますので、基本的には団体さんから申込みを受けさせていただきます。ただ、その間口を広げる、いわゆる消費生活センターで出前講座を本センターが取り組んでいるということにつきましては、引き続き広

報で啓発をしていく必要があるのではないかということを考えておるところでございます。

それから4点目でございますけども、いわゆる木津川市の所管課にこの黄色のセンターのリーフレットが置いていなかったということで御指摘をいただいたところでございます。基本的にはホームページからも今はダウンロードができるという時代ということでございますので、本組合のホームページにはこちらを掲載させていただいております。また、今御指摘いただきましたように、各現場のセンターの案内がないというのもどうかというふうに思いますので、また各構成団体の所管課にこういうリーフレット等を配付するような形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。市町村と基本的には緊密な連携ということで、構成市町村の担当課長会議を開催をさせていただきまして、センター運営の方針を年度はじめに協議をさせていただきたいと思っております。それから年度途中ではございますが、当初予算の関係の説明の場を持たせていただければということで、その間にいろいろとセンター運営の課題がないかについて、協議をさせていただいているところでございます。

それから、5番目の建替えの間のそうらく衛生センターの仮移転先の問題でございます。確かに御指摘のとおり、公共交通機関といいますが、上狛駅から徒歩で行くことにはなりますが、非常に163号線、歩道もなかなか狭くて危ないということでございます。お車に乗れない方につきましては、来所の相談ができないということになりますので、そういう場合は代表理事に答弁をいただきましたように、オンラインの関係の整備をするということも1つの方法であるかというふうに認識はしてございますし、御指摘いただきました平成22年度から25年度のいわゆる市町村を回る巡回相談、これもやはりすぐに出にくいのでということで、東部の3町村さんであったり、精華町さんであったりということで、いわゆる木津川市は所在が違うところですので、木津川市さんは来ていただく、そういうのが巡回相談の仕組みでありました。ただ実際に4か年度をやってみたのですけれども、利用が少なかったということで廃止した経過がございます。ただ御指摘いただきましたように、この仮移転の間については、巡回相談になるのかは別にしまして、例えば高齢者の方でそういうオンライン相談ができない方も当然いらっしゃると思います。そういう方につきましては、各市町村の役場には行っていないかなといけないと思いますけども、そこからオンラインにつながとかというのも1つの方法ではないのかなというふうに考えているところでございますし、御指摘がありましたように、いわゆる巡回相談をその間だけ復活させるということも1つの方法ではないかなというふうに考えているところでございます。いずれにいたしましても、この件につきましては年度が始まりましたら、担当課長会議においていろいろなことがございますので議論を進めていきまして、幹事会においても議論をして、また議会にも報告してい

きたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 山本さん。

○山本議員 丁寧な答弁をいただいたので、確認になりますが、1問目に関しては、担当課が商工課ということで、大変情報が取りにくい状態になるので、各市町村の社会福祉課等にリーフレットの設置、それから情報共有をお願いしたいということになります。

2問目ですが、消費者生活センターで多重債務が相談できるということを知らなかったというのがうちの庁舎でありました。確かに最終的には弁護士の先生が必要になるかもしれないですけども、やはり早く相談すれば相談するほど解決も早くなるから、一番身近な行きやすい相談窓口、消費者センターでそういう問題を整理してくれる、そこが要になると思いますので、そういった情報も各市町村に回していただきたいし、知らない方が職員にもいるということでした。

3問目は、視聴覚障害者の方のところにも行っているとのことでしたが、1件だったので、やはり団体から申出があれば必ず行ってもらえるということなのですけども、そういった出前講座に来てもらえるという実情を知らないこともあるかもしれませんので、民生委員の方から障害者施設に対しても出前講座ができるんですよという情報が流れるようにしてほしいということです。

続いて4問目ですが、出前講座の周知についてです。これは今ずっとお話をしている中で団体から消費者センターに講座を開いてほしいということであれば、必ず要望に沿っていろいろなタイトルでもできるんですよというお話だったのですが、難しいのが個人の方、各種団体に属さない個人の方から消費者センターに講座を聴きたいという要望があったというふうに聞いています。年に1回でも2回でもいいから、各市町村で一般の方が参加できる、参加者を募るような講座をしてはどうかと思います。私が聞き及んだのは、山城町の住民の方から出前講座に行きたいんだけどという話があったと、でも人数がある程度要るんですよという話を聞いて、そこからお返事がないとのことなので、やはり各市町村で年に1回でもいいから、センターから一般の方に何名まで来られますよというような講座をしていただきたいというのが4問目です。

最後の5問目ですが、巡回相談がなかなか難しいのかなと思うけど、やはりオンラインであってほしいということで、事業者とのやり取りをこの職員さんとやってもらうときには、やはり細かな話をするのにオンラインってなかなか難しいと思いますので、これも月に1回でもいいから巡回相談をしていただきたいなと思います。

以上です。答弁があればお願いいたします。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず1番目、2番目の件でございますけども、リーフレットの設置であったり、各市町村の職員でも消費者センターの立ち位置というのをなかなか御理解いただけていない方がいらっしゃるという御指摘につきましては、課長会議においてそのあたりを徹底していただくように私から働きかけをさせていただきます。

それから3番目の関係でございますけども、出前講座につきましても、次年度初めに構成団体の担当課長さんを通じましていろいろな場面で出前講座のパンフレットと申込書がセットになった冊子がございますので、それのお示しをさせていただいて、必要なときに配架いただいて配付いただくというような取組をさせていただいているところでございますので、引き続き新年度に入りましたら速やかにそのことを進めることによりまして、例えば新しく自治会とかでも総会が5月とかに結構されるケースが多いというふうに聞いてございますので、そういった場面でそういうPRをしていただくようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから4番目の件でございますけども、基本的には団体に対して職員が出前講座をさせていただいておりますけども、別途この場所で消費生活講座ということで、消費生活問題に係る講座、令和4年度、令和5年度、年に4回シリーズで開催をさせていただいた経過がございます。まだまだ広報不足だったのかもしれないけれども、そういう取組もさせていただいておりますし、消費生活講座の実施につきましては、構成市町村さんの広報誌にも募集の記事を掲載させていただいている経過もございますので、そういった取組もしているということでございますので、御承知おきいただければと存じますし、引き続き広報を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから5番目の仮移転中の相談でございますけども、どういうやり方がいいのかどうかということから、新たに担当課長会議において議論をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 山本さん。

○山本議員 1問だけ最後にもう一度質問をさせていただきます。相楽会館、そちらで年に4回いろいろな人を対象に誰でも一般を対象に参加ができる講座をしているのですよということなのですが、やはり市町村で笠置町、和束町、南山城村の方がこちらに来るには交通の便もないと、JRを使ってということですけども、JRの便も減っていて不便ですから、こちらの消費生活センターから年に1度でいいから町村に講座を開いて行っていただきたいと考えています。それは木津川市庁舎でもこの建替えの間は1回は開いていただきたいなと思っています。一応担当課に相談したら、開いていただけるのであれば自分たちはお手伝いをさせていただきますよというお答えもいただいておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 では、今の山本議員の御質問でございますけども、今御指摘いただきました件につきましては、来年度所管の担当課長会議において議論を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 以上で山本議員の一般質問を終わります。

次に3番目、坪井議員。

○坪井議員 8番、坪井でございます。

私は相楽会館建替えに係る負担割合について質問をさせていただきます。先の全員協議会におきまして、相楽会館建替えに係る負担割合について、理事会での協議経過を踏まえて、「市町村割10%、人口割90%」とする案をお聞きいたしました。この負担割合は、全ての市町村の合意に基づくものであり、最大限尊重したいと思うものでありますが、若干の疑義がありますので、質問をさせていただきます。本組合構成の市町村におきましては、人口比率も利用状況も異なる中で、「市町村割(均等割)」を採用しますと、人口比率も利用率も低い東部3町村にとっては以下の比較表のように、人口比率による負担割合よりも重い負担になるのではと思います。この「市町村割」を採用するのは、人件費など共通経費分は構成市町村で分担すべきという理由でのごことと推察しますが、恒常的な事業運営におきましては、その理由は理解できるとしても、相楽会館建替えという一時的な事業におきましては、人件費など共通部分は直接関係なく、直接的な人口や利用状況を中心に負担割合を考えるべきだと思います。どの自治体も今日の厳しい経済状況のもとで自治体運営に苦労されておられますが、特に人口が少なく、財政規模の小さい東部自治体では、一層厳しいと察します。ですからこそ、今回の建替えの負担割合につきましては、東部3町村の人口比率や利用割合を超える負担となる「町村割」につきましては採用すべきでなく、どの自治体にとっても応分の負担となる「人口割100%」とすべきではないでしょうか。相楽会館は、相楽の全ての住民に開かれた施設であり、全ての住民に十分理解される理由で説明されるように見解を求めます。

以上、お願いいたします。

○議長 杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、坪井議員の御質問にお答えをいたします。

まず本負担割合案の提案に至った経過でございますが、昨年10月の企画担当課長会議において、令和6年度から本格的な建替え事業に当たり、負担割合を検討する必要があることから、各市町村において財政部局も交えた全庁的な協議を行っていただくよう、事務局から要請をいたしました。このことを受けまして、各市町村において調整された

結果、人口割のみとする意見や、市町村割を一部採用する意見が出てまいりました。この状況を踏まえ、各市町村企画担当課長と調整をし、1月12日には本案で15日開催の幹事会、財政主管課長合同会議に提案していくこととなり、合同会議における検討の結果、本案を理事会に提案することといたしました。また、理事会におきましても、本組合業務推進の拠点であり、5市町村で運営している以上、市町村割は必要であるとのことで一致いたしております。本組合につきましては、相楽5市町村で共同設置している団体であること、相楽会館の建替え後も共同処理する事務の拠点になることから、設置に対する責任もそれぞれの市町村にあるという考え方で市町村割を採用したものでございます。なお、人口が少なく、財政規模の小さい東部自治体の負担軽減にあつては、受益に応じた負担が原則でございますので、負担割合の大部分を占める90%を人口割とすることとして調整したものでございます。

以上です。

○議長 坪井さん。

○坪井議員 今回の御答弁では、それまで議論を各市町村で検討した結果、こういう結論になったということと、受益の割合ということで、人口割を90%にするというような配慮をしているという御答弁でございました。そういう慎重な検討をされた結果かとは思いますが、しかしこの相楽会館の建設の際について、通常の連絡調整の中の分担として固定的経費の共通経費分として市町村割が存在することは理解できるわけですが、その市町村割は見てみますと全体の6割を占めておりまして、小さな自治体にとっては比較的に大きな負担になっております。そういう点で運営的経費や固定的経費の区別のない相楽会館の建替えについては、市町村割合ではなく、人口比率や利用率を考えた人口割100%で分担すべきだと、私は道理に基づいて考えて言わせていただきます。

ちなみに、皆さんに今お配りいたしております通告書の下段の比較表を御覧ください。2番目の縦の列は各自治体の人口比であります。その右側の列は人口比の建設負担金の額の試算であります。今回の建設割合と比較してみますと、その右列の建設負担金の増え方、さらに右列も建設割合欄、ご覧になったら一目瞭然のように、人口の比較的に大きな自治体である木津川市や、精華町の負担割合が人口比率に比べても比較的少なく、逆に東部3町村は人口比率に比べて比較的大きくなっております。さらに一番右側の休日診療所や消費生活相談の利用率の比較表を見てみますと、これらも木津川市や精華町の建設割当額の割合は、利用率よりも小さくなっております。逆に、東部3町村の建設割当額の割合は利用率よりも大きくなっているのが比較して分かります。こうしたことから、今回の建設経費の割当額につきましては、市町村割ではなく、人口割100%にすべきだと思うわけですが、こうした比較表を見てみましていかがお考えか伺

いたいと思います。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 それでは、坪井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず趣旨といたしましては、やはり人口割100%にすべきではないかという御指摘という認識をさせていただきました。代表理事に答弁いただきましたように、今回相楽会館を当然建替えるわけでありますけども、建替えに当たりましては、いわゆるこういう貸室とかもない1階、平屋建てのコンパクトの建物にするということで、いわゆる消費生活センター、そして休日応急診療所、そして事務室というのが中心になってくるものでございます。一部聴言センター、相楽医師会とかございますけども、建替え後の建物というのは、やはり共同処理をする事務の拠点になるべき施設であるということでございますので、当然共同処理をする事務というのは市町村が受益を受けるということになるわけでございます。したがって、その部分の各市町村の責任、それは大きい市、小さい町村であろうが同じものである。やはりそういう認識に立つべきであるということになるわけでございます。したがって、市町村割という概念でこういう拠点となる施設を建替えるのには必要になってくるという整理をさせていただいているところでございます。全てが人口割ということになりますと、これも当然1つの考え方ではありますが、いわゆる拠点になる施設の整備ということでございますので、5市町村の責任の部分を10%取らせていただいているということで改めますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長 杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 この件につきましては、理事会でも会議をさせていただきました。ここで答弁を申し上げましたとおり、逆に非公式ではありますが、人口割というのは1つも出ませんでした。全てが。むしろ逆に均等割をもう少し増やしてもいいのではないかと、誰かは申しませんが、東部の方でありました。よって、この件の10%、90%は、私は妥当だということで理事会に諮っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 坪井さん。

○坪井議員 理事会の中で人口割というのが出なかったということでございますし、共同の拠点の施設であるから市町村割合は必要だという御答弁でございました。しかし先ほど言いましたように、人口比率を考えたときにこうした市町村割合を採用するということについてはいかがなものかということを感じるわけであります。とはいえ、理事者間で同意が得られていますので、原案が変更できないとするなら例えば、せめて通常の相楽会館の経費の分担金割合の市町村分、今全体の約6割を占めておりまして、これを少

しでも人口比率を大きくするというように再検討されたら東部3町村の負担は全体として軽くしていくこともできるのだと思うのですが、こうしたような配慮は今後できるかどうか伺いたいと思います。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 それでは、坪井議員の再質問にお答えさせていただきます。

やはり通常分の相楽会館の分担金の見直しという議論になろうかというふうに考えますけれども、基本的な考え方といたしましては、現在の負担割合につきましては、当時木津川市合併のときに整理をした形の考え方を踏襲しておりまして、それぞれの共同処理事務ごとに整理をしております。その後、いわゆる固定的経費を市町村割100%にしておったのですが、後ほど審議いただく6年度の当初予算の予算書の後ろのほうに分担金の割当表を提示させていただいてございますが、固定的経費の中でも共通経費分と直接経費分を区分して、直接経費分については人口割を採用しているという部分で、東部町村の負担の軽減に努めてきた経過もございます。やはり、分担金の条例の見直しとなりますと、どこかが増えればどこかが減るということになりますので、非常に慎重に扱うべき課題ではないかという認識はしているところでございます。したがって、今後どういう形での検討が必要なのかどうかということもありますけれども、一旦分担金条例のまた改正となりますと、非常に議論が大変になってくる部分もございますので、どういうふうにするべきなのかどうかということについての検討はさせていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 坪井さん。

○坪井議員 しっかりと再検討をしていただきたいと思います。相楽の市町村間の人口格差が大きくなっております。こうした今日の相楽の自治体間の協働とは、互いの人口規模に配慮して、人口の大きな自治体が小さな人口の実情を踏まえて、小さな自治体を支援するということが求められるという段階になっていると思います。

そして東部3町村の生産する良好な農業生産物であるとか、あるいは豊かな自然環境であるとか、観光資源であるとか、こういうものも西部の自治体でも共有して、相楽全体の暮らしや福祉が発展するようにしていくことが望まれると思います。それが今こうした議論の中で十分小さな自治体からそれが出てはいないですが、小さな自治体の声なき声だと私は思っております。そうした声なき声に耳を傾けて、真の意味での協力協働の方向が模索されることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 以上で一般質問を終わります。

ただいまから2時45分まで休憩といたします。

(休憩)

(再開)

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5、同意第 1 号、「相楽広域行政組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。代表理事より提案説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、同意第 1 号、「相楽広域行政組合公平委員会委員の選任について」を提案させていただきます。

同意第 1 号、相楽広域行政組合公平委員会委員の選任について、相楽広域行政組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めます。

提案させていただく方は中嶋浩喜様でございます。住所、生年月日と経歴につきましては、記載のとおりでございます。

令和 6 年 2 月 1 9 日提出。相楽広域行政組合代表理事。

提案理由でございます。令和 6 年 3 月 2 7 日に委員、森脇美隆氏の任期が満了することから、その後任の委員を選任するため、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、原案どおり同意賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 なければ、討論を終わります。

同意第 1 号について、採決を行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 起立全員であります。したがって、同意第 1 号、「相楽広域行政組合公平委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意されました。

日程第 6、議案第 1 号「相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第 1 号を提案させていただきます。

議案第 1 号、「相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改

正する条例について」、相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和6年2月19日提出。相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行され、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができることにより、所要の改正を行うものでございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長 質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長 なければ、討論を終わります。

議案第1号について、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長 起立全員であります。よって議案第1号、「相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号、「相楽広域行政組合分担金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第2号を提案させていただきます。議案第2号、「相楽広域行政組合分担金条例の一部を改正する条例」について、「相楽広域行政組合分担金条例の一部を改正する条例」を別添のとおり定めます。

令和6年2月19日提出。相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。相楽会館建替えに伴い、負担割合を新たに規定するため、所要の改正を行うものでございまして、負担割合は市町村割10%、人口割90%と規定するものでございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長 質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長　討論がなければ、討論を終わります。

議案第２号について、採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

（全員起立）

○議長　起立全員であります。よって議案第２号「相楽広域行政組合分担金条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第３号、「令和５年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事　それでは、議案第３号を提案させていただきます。

議案第３号、「令和５年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第２号）について」、令和５年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第２号）を別添のとおり定めます。

令和６年２月１９日提出。相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。今回の一般会計補正予算（第２号）は、令和５年度一般会計予算から歳入歳出それぞれ３５３万６，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億９，００３万１，０００円とするものでございます。

歳出では、科目更正などによる一般管理費、相楽会館建替えに係る新たな業務委託による相楽会館費の増額、休日応急診療費、し尿収集運搬経費、そうらく衛生センター運営経費の不用見込額及び予備費の減額の補正を行い、歳入では市町村分担金及びし尿処理手数料負担金の減額、浄化槽汚泥搬入量増加に伴う浄化槽汚泥投入手数料、休日応急診療所運営に係る府補助金及び前年度繰越金の増額補正を行うものでございます。

以上、令和５年度一般会計補正予算（第２号）の概要を申し上げまして、提案説明といたします。どうか御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○議長　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長　質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長　なければ、討論を終わります。

議案第３号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

(全員起立)

○議長 起立全員であります。よって議案第3号「令和5年度相楽広域行政組合一般会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第4号「令和6年度相楽広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

代表理事より提案説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号「令和6年度相楽広域行政組合一般会計予算について」、令和6年度相楽広域行政組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

令和6年2月19日提出。相楽広域行政組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。令和6年度一般会計予算の編成に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい実態を踏まえ、歳出を厳しく精査いたしました。また、各市町村の衛生、消費生活、医療の担当課長会議、さらには全体を統括し、調整するために企画・財政担当課長による合同会議をそれぞれ開催し、担当部局との調整・協議を十二分に行ってまいりました。最終的にはそれらの議論を踏まえた上で理事会において決定をし、提案させていただくものでございます。令和6年度一般会計の予算総額を3億2,250万と定めるものでございます。

歳入の主なものは、分担金及び負担金が2億8,930万6,000円でございます。

次に、歳出の主なものは総務費で7,035万8,000円、衛生費で2億3,620万8,000円、商工費で1,470万7,000円でございます。

以上、令和6年度一般会計予算の概要を申し上げまして、提案説明といたします。よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

山本さん。

○山本議員 予算書16ページにあります説明欄の5、長期包括的運営業務モニタリングについてでございます。このモニタリング事業に関しては、昨年11月に新規で説明があり、この昨年令和5年12月から契約が開始されました。そこで金額を確認したのですが、現在令和6年度の予算を見ると、年間で400万、月にすれば約34万円程度の額になっています。ところが前回11月27日の補正予算で確認をすると、そのとき12月からの契約で関すれば12、1、2、3の4か月であったが、その補正額はほぼ300万円でした。この理由の説明をお願いいたします。

○議長 事務局長。

○國子事務局長　それでは、山本議員の質問にお答えいたします。

まず令和５年度、今年度１１月の定例会で補正予算の御審議賜って御可決をいただきました。そのときは２９６万３，０００円でございまして、契約につきましては、そこから１０万円ダウンで契約をさせていただいておりました。令和６年度につきましては約４００万ということで、期間が５年度は短い、６年は年間を通して、それでなぜ１００万多いかという質問の趣旨という認識をさせていただきました。

まず包括発注のモニタリング業務の内容でございますけども、毎月例えば受託者である現在でいくと京都南部環境事業協同組合が１か月間実施した月報をうちに提出して報告をされます。その内容をいわゆるモニタリングの業者にそのまま渡して、また精査をしていただくという業務が毎月発生します。昨年度につきましては、４月から１０月分か１１月分を一気にやってもらったという部分で１か月でその９か月の業務をやっていた経過がございます。それが令和５年度です。

それから現地での機器の確認等の実地確認というのも令和５年度につきましては、期間が３か月しかございませんので１回ということです。令和６年度につきましては、上下の２回を予定しているという部分で、そのこの部分の金額が上がっているというような状況でございます。

内訳は以上でございます。

○議長　山本さん。

○山本議員　このモニタリングを契約する前については、相楽広域行政組合議会定例会資料集の１８ページを見ると、このモニタリング業務として２、確認項目アからサがあります。書類による確認、そして現場確認等がございますが、これはモニタリングの契約をする前にはもう検査をされていたと思いますけれども、以前のことはどうなっていたのか説明をお願いいたします。

○議長　事務局長。

○國子事務局長　まずモニタリングを導入する前でございますけども、契約形態がいわゆる運転管理の業務の契約形態がそれまでの令和４年度までは単年度の契約とさせていただいておりました。令和５年度から３か年の長期包括という形で契約のスキームも変えさせていただいているところでございます。単年度の場合につきましては、職員がモニタリングを実質やっているというような形になります。しかしながら長期包括になりますと、先般１１月のときの補正予算のときでも質疑応答をさせていただいたところでございますけども、いわゆる３か年で要求水準書というものを提示して、この要求水準書の内容を満たす運転管理をしていきますというような発注形態です。それが３か年で。資料集を見ますと、このページの２ページから令和５年度からの施設長期包括にかかる金額の内訳を記載させていただいています。これらが適正に要求水準書どおりに履

行されているのかどうかということを第三者、専門的な知見のコンサルタントにモニタリング、監視をしていただくということでございますので、それまでは単年度で包括発注とはいえ、いわゆる仕様書発注みたいなような状況でございましたので、これとこれをセットで、その結果の報告をもらって、それで確認をしますというような形にさせていただいていましたが、今は要求水準書を満たしていただく運転で、例えばあともう一点あるのが、令和5年度中にも水源地のポンプが急に壊れたというようなことがございました。そういう部分の精算をどのようにしていくのか、全体の3か年の計画しているとおりの中で何を送って、その財源に充てるのか、無限に予算があるわけではないので、壊れたら壊れただけ予算要求をするのではなくて、全体的な3か年の契約の中でどういう運び方をするのがいいのかどうかというのを専門的知見から監視していただくようなモニタリングを行うものでございます。

以上です。

○議長 山本さん。

○山本議員 私が疑問に思うのは、月報があるから戻って書類を確認してもらったということなのですが、これまでも確認、点検は行われていたということで、この4月から10月に戻ってその業者に点検確認をしてもらう必要があったのか、何かこれまでに課題があったのかということをお伺いしたいです。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

4月から10月に遡って月報を確認していただいたというのは、何か問題があったかということではなくて、いわゆる5年度、包括発注の長期包括を始めた月が4月でございますので、そこから契約をする、10月、11月の分を見ていただくことによって12月以降にどういう形で運転をしていくかどうかというのを当然チェックして、それからでない11月、12月以降の部分が分かりません。当然連動している話でございますので、問題があったからということで遡って確認していただいているのではなくて、もともとそういう形でうちから発注をしているものでございます。

以上です。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

久保さん。

○久保議員 12番、久保です。

先ほどの山本議員の質問と非常に関連するわけでございますけれども、この長期包括のモニタリング業務ですけれども、この業務をやることによってトータルとしてもともと単年度契約だったものを長期包括にした、プラスこれの実態をきっちりと管理するためにモニタリング業務を足した、それがトータルとして業務量全体はモニタリング分が

増えているわけなのですけれども、結果としてはそれに関わる仕事の質が上がり、あるいはそれに関わる費用が何がしか圧縮することができたのかというふうな検証はどういう形でやるのか、一般的に考えると、モニタリングをしないと業務がきっちりとできないという前提に立ってモニタリングを業務を足しているとするれば、そもそもの本体の長期包括の契約自体の中で仕事ができないというか、何らかきっちりとできないということが前提になっているかのように思いますけれども、何でモニタリングを追加してまでやらないとこの業務のチェックができないのかというのをまず1点伺いたたいです。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 それでは久保議員の質問にお答えさせていただきます。

モニタリング業務を発注しないと長期包括ができないということではございません。しかしながら我々はずっとこの間令和2年度、3年度から長期包括の導入可能性調査から始めまして、令和5年度にやっと長期包括に取り組んでいくということで、ちょうど昨年度のこの時期に予算要求もさせていただいたところでございます。モニタリングをしないと業務ができないということではなくて、初めての長期包括の取組をするということで、全国的にも長期包括をしているプラントの運転管理にモニタリングをつけておられるケースがございます。全てが全てとは言いません。というような状況がある中で今回初めての長期包括をするので、初めての長期包括の3か年についてはモニタリングをして、専門的なコンサルによる知見をもって要求水準書どおりに適正に履行できているのかを確認していただくという仕組みを導入させていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長 久保さん。

○久保議員 初めてと言いますけれども、契約の形態は単年度契約だったのか長期包括になるというのは分かりますけれども、やっている仕事の中身は同じであることと、やっている業者は同じであることと、ただ単年度契約か複数年契約になるだけの違いが、モニタリングをしないとそれが適正に行われているかどうかの評価できないという根拠を質問しているのであって、よそがやっているからと、ではよそは何でやっているのですか。もうちょっと根拠になるところをきちんと示してください。何のためにやるのか。

○議長 事務局長。

○國子事務局長 久保議員の再質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、モニタリングをする目的としましては、要求水準書に基づく業務が適正に履行されているのかどうかということを我々職員ではなくて、専門的知見のある第三者であるコンサルタントにそのことを当然モニタリング、監視してもらう、それらをもって我々がモニタリングの結果を見て適正に業務が履行されているか

というワンクッション専門的知見の方にチェックしてもらうということを入れさせていただいています。そうすることによって例えば今年度の例で行きますと、前回の11月も申しましたが、水源地のポンプが修繕予定はなかったですけど、急遽壊れました。では、それを補正予算を組んでやるのかという話になろうかと思えますけれども、長期包括で3年間の契約の中にその工事は入っていませんので、それらを例えば7年度以降に送ることができないのかどうか、ほかの機器の運転時間や運転状況、劣化の状況を見ながらこの3か年でやろうとしている工事を、3か年以外のそこに送ることができないのかとかということも総合的にモニタリング、監視、チェックをしてもらうというようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○久保議員 回数制限がありますよね。

○議長 はい、3回です。

○久保議員 そうでしょう、回数制限があるのに、そんな答弁をしないで、では3回目。

○議長 久保さん。

○久保議員 最初に質問をさせていただいたように、本来やるべき仕事がいくら出てきていて、この仕事の長期包括をすることによることプラス、モニタリングをすることによってトータルで仕事の品質が上がって、経費は抑えられるという方向にあるのですよね、そのことには何もお答えいただいていないのと、ここで終わってしまうと次のあれがあるので、だから目的が3年にしたからチェックをしないといけないというのだったら、この1年の契約のときから3年にしたときに、契約の仕様書が大きく変わったのですか。業務の内容をチェックして適正な業務をするという仕事できていないような仕様書で長期包括を発注したのですか。そこのところが何でプラスモニタリングをして費用をかけて、わざわざチェックをしに行かないときちんとした仕事ができているかどうかのチェックができないという前提に立ってこれがやられているかどうかのように思われるわけですね。もともとの仕事は1年ごと、単年度契約をしていますが、今これが3年でしたか5年でしたか、3年にしたときに3年で機器を更新しなきゃいけないというのを7年にできないかというのは、3年契約をしている業者との話の中で話ができないのですか。必ず今お願いしている業者は3年でできる、それがモニタリングの業者から見たら、モニタリング業者ってどういう資格を持っているか知りませんが、実務をやっておられる人よりもさらにまだモニタリング業者のほうが高い見識と技術能力をもってチェックをしないとできないというふうに思いますが、3年でやらないといかんと言ってはる現在の契約業者をモニタリング業者が7年でいいかどうかというような専門的な見地でこれを変えることができると、そういうことって本当にそう起こることなのか、我々から見ると、長期契約をしてなんぼか金目が圧縮された分がそれ以上に

食ってしまってモニタリング調査の費用が結局余分にかかってしまうようなことになるのではないかなと、その辺の住民に対する説明が今の事務局の説明では全然響いてこないです。このコンサル業者は本当にそんなに高い見識を持っているなら、その人に本来の業務をやってもらった方がいいのではないですか、資格もあり、実績もある業者が実際に契約をしてきていただいている実務を担当している業者よりもそんなに技術力も資格も持っているような高い業者で、しかももっと安くできるような提案もできる業者なら、その業者を長期契約業者の中に加えて入ってもらって、いろいろと切磋琢磨をしていただいたらいいのではないのかなというふうに思いますけれども、どうも素人には分からない説明で、私はどこか素人で考え方が間違っているのかも分かりませんが、私自身ももともとサラリーマンで、企業で勤めておりましたときにそういう仕事をしておりただけに、そういうことを単にする立場におっただけに、私にはとてもそんなことはあり得ないなというふうに思いますけれども、もう少し根拠と、それから目的をきちんとし、要は仕事の品質を上げて、かかる費用は抑えることができる、馬場さんはい何か御意見があるのですか。何もないのだったら、もう少し静粛にさせていただいたらいいし、お答えいただけるのなら答えていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長 馬場理事。

○馬場理事 今の件につきまして答弁になるかどうかは分かりませんが、説明のほう先にさせていただきます。

モニタリングといいますのは、長期継続契約というよりも、施設の長寿命化、機器の長寿命化を目的にしています。その長寿命化というのは、この何年かの間に機器をどういうふうに変えていくかということをモニタリングしながら、本来替えなくてもいい機器をできるだけ後ろに延ばしながら、替えるべき機器を前に持ってくるというような契約の変更をしているので、業者がその機器を不正とは言いませんけど、違う形で使っているのを見るのではなくて、第三者がいろいろな設備費がかかるのでできるだけ軽減して、長期に機械を使うという、施設利用で使うということを目的にモニタリングで入っています。見方でモニタリングとしていますけども、普通は長期包括契約という形で使っていて、例えば和束町ですと、下水道事業を年間1,800万かけ3年、5年の契約を結びます。その下水道施設の中の部品を急に碎けたから直すのではなくて、予防修理をして、その修理を何年後に入れるのか、そういうことをするためにモニタリングを入れて、機器を継続して、その事業をする仕事を処理業者とまた別の業者がずっと継続的に見ていく、そのことをするためにモニタリングというものが今入っているの、今回の事業についても先ほど久保議員が言われましたように、入れたことによって本来もってしまうこともある、機械なので碎けずして、でもそれを碎けたときにすぐにでき

ないので、予防で3年目に入れ替えていると、そういうことがあるので、無駄か無駄でないかという話になりますと、これは機器を円滑に長く使うために、またその施設が急に止まらないためにそういう形の計画的にモニタリングを入れて、ものを見ているというようなことになりますので、私はここだけ着目して説明しましたけども、その点が理解の違いだと思います。

○久保議員 議長、休憩してください。

○議長 ちょっと待ってくださいね。

事務局。

○國子事務局長 それでは、改めて説明させていただきます。

まず、久保議員から御指摘いただいている件で、丁寧に説明できていなかったということ、申し訳ございませんでした。それについては、ここで改めて説明をさせていただきますので、それでも不足等があるようであれば、また思っております。

まず長期包括をする前と、長期包括を導入した後、やることについては当然し尿処理施設の運転管理ですので、変わりません。ただ単年度のときはこの機械とこの機械とこの機械を直してもらい、修繕を令和4年やったら4年中に必ずやっていただくということで、いわゆる仕様書発注みたいな形でした。令和5年度からは基本的にはこの資料集の2ページ以降の5年度、6年度、7年度のいわゆる薬品とかの使用料であったり、修繕費用とか入れておりますけれども、基本はそれのとおりにやってくださいということなのですが、いわゆる民間のノウハウを生かして弾力的に運転管理をしていただく、ただ少なくともいわゆる。

○久保議員 何でちゃんと質問に答えてくれへんのかしら。3回だから、3回目には。

○議長 久保議員に申し上げます。少し静粛にしてください。

○國子事務局長 ですから、そういう形で3か年の事業の内容については盛り込んでいますけども、それを必ずその年度に実施しなければいけないという括りにしているのではなくて、基本は3か年でそれらの修繕も含めて運転管理をしてくださいというような形でございます。それが要求水準書に記載しております。要求水準書には基本的には水質を遵守してくださいとか、あと何時から何時まで何人の人数でやってくださいとかそういう基本的なことをお示ししているというのが要求水準書です。それに基づいてこの積算したものも入れさせていただいているということです。

金額の部分でございますけども、ちょうど一昨年の11月議会のときに補正予算を組ませていただいて、いわゆる長期包括の見積書の精査業務というものをさせていただきました。それについて受託予定者の京都南部環境事業協同組合から約5億近い3か年で見積りが出ていました。それをコンサルタント、というのも一般財団法人の日本環境衛生センターさんというところに、このときも今年度のモニタリングと、来年度のモニ

タリングも予定しております。そこは昔でいういわゆる環境省の外郭団体で、そういうし尿処理施設であったりごみ処理施設であったりの設計とかをするコンサルタントで、昔は施設の精密機能検査とかもこの一般財団法人の日環センターしかできなかったということで、非常にそういう技術的なノウハウはお持ちの団体さんでございます。そこはあくまでもコンサルタントさんですので、実態としての運転管理とかはできない業者さんということでございますので、そういう部分で第三者の目でそういう部分の業務が適正になされているかどうかということの御判断をいただくということで、入れさせていただいてモニタリングをさせていただくというのを予算計上させていただいているということでございます。

○久保議員 トータルとしては。

○國子事務局長 トータルといたしましては、いわゆるまず見積精査のところに戻りますけど、5億近い見積りが出てきたものを3億7,400万にまず圧縮させていただきました。長期包括をすると。それが例えば分かりませんが、単年度の関係でいくと約5億が1億6,500万オールぐらいでなっている可能性はあります。それがまず入口のところでは3か年の包括にすることによって見積精査も専門的なコンサルに精査いただくことによって、それだけの金額が圧縮されている現状。例えば単年度であれば、その1億6,500万で3か年行く可能性は当然あったわけでございますけども、そうでなくて3か年で見積精査を入れて5億を3億7,400万円に圧縮させていただいて、3か年で包括で今契約させていただきます。それらの業務が適正に履行されているかどうかというのを見ていただくという部分で、3億7,400万に令和5年度で300万があるので、今回が約400万、700万が乗った部分ということでございます。金額の面で行きますと、そういう経過もあって長期包括にすることによって効果が出てい、そのことをきっちりと履行されているかどうかということです。施設の長寿命化も含めてモニタリングをさせていただくというような内容になっているところでございます。

以上です。

○議長 本会議の質疑はお1人3回とされています。この案件につきまして、採決前に議長再議で数分間の暫時休憩を取ります。

(暫時休憩)

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 なければ質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 なければ討論を終わります。

議案第4号について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 起立全員であります。よって議案第4号「令和6年度相楽広域行政組合一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで先ほど中理事から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

中理事、挨拶をよろしくお願いいたします。

○中理事 ありがとうございます。ただいまの議長の御了解をいただきましたので、一言御挨拶と御礼を申し上げたいと思います。

私は3月末をもちまして、笠置町長の任期が終わるということで、下りることを決意いたしました。この間皆様方にいろいろと御指導、御鞭撻、御指摘をいただきましたことを今振り返りますと、就任したちょうど4年前、令和2年4月1日でしたけれども、そのときからコロナの対応にずっと追われておりました。当広域行政組合におかれましても、し尿処理の問題で大変いろいろな議論をさせてもらいまして、御苦勞をかけたと思います。医師会とか看護婦さん、その他いろいろな方に御迷惑をおかけして、いろいろな苦勞を乗り越っていただきました。また、相楽の消費生活センターの問題、それから相楽聴覚言語障害者センターの問題と多々いろいろな問題を抱えておりまして、小さな市町ではできないようなことを広域側の枠組の中で、皆一緒になって考えて問題を解決しようということで、いろいろとやって進んできました。今後もそうした枠組の中でいろいろな業務と一緒にやっていけるということが叶いましたならば、大変うれしく思います。

皆さん方の御協力、誠にありがとうございました。どうもありがとうございます。

○議長 これをもちまして、令和6年第1回相楽広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

本日は長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

(午後3時35分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽広域行政組合議会議長 長岡 一夫

会 議 録 署 名 議 員 由本 好史

〃 村山 一彦